

## 公共図書館における電子書籍サービス

池内 淳\*

2011年に「図書館法」が改正された際、公共図書館が収集するべき資料の種別に電子的資料を含めることが明記された。しかしながら、平成27年度の文部科学省委託調査によれば、電子化資料を利用者に提供している図書館は日本全国で約16%であった。さらに、米国では90%以上の図書館が実施している電子書籍サービスについては、日本では、54自治体の図書館が提供するに止まっている。そこで本稿では、(1)出版界と図書館界との関係、(2)都道府県立図書館の役割という二つの観点から、公共図書館に電子書籍サービスを導入することの意義と効果について論じた。

キーワード：電子書籍、公共図書館、出版不況、都道府県立図書館、日本

### 1. 電子書籍サービスの現状

2011年の「図書館法」改正の際、公共図書館において収集し一般公衆の利用に供する資料の中に“電磁的資料を含む”ことが明記された。その前年の2010年は日本における電子書籍元年といわれ、電子書籍という用語が人口に膾炙した。しかしながら、公共図書館では、いまなお紙の資料が中心であり、電子的資料が普及しているとは言い難いようである。

たとえば、2015年から2016年にかけて全国の公立図書館を対象に実施された文部科学省委託調査<sup>1)</sup>によれば、「電子書籍や電子化された資料を提供していますか。」との質問に対して、「提供している」と回答した館は389館(15.8%)であり、提供予定であるという125館を含めても有効回答数(2,456館)の20.9%に過ぎない。また、同調査では、電子書籍や電子化された資料を提供していない図書館に対してその理由を尋ねているが、最も多いのは「財源の確保が困難」(33.9%)、次いで「提供環境が整っていない」(19.0%)、「利用者ニーズがない・不明」(12.6%)、「コンテンツが充実していない」(8.7%)、「時期尚早・動向を見極めている段階」(6.3%)、「対応できる職員がいない」(5.5%)などとなっている。

一方、2015年のLibrary Journal誌による調査<sup>2)</sup>を見ると、調査対象となった米国の公共図書館のうち94%が電子書籍を提供している。電子書籍コレクションの中央値は14,397点であり、この調査が開始された2010年からの五年間で17倍以上増加している。また、電子書籍を提供しない理由については、日本と同様に、予算の問題が最も多いが、二番目は「利用者からの電子書籍に対する要望がない」となっている。このほか、「職員や図書館協議会の抵抗」という選択肢があり、2012年～2014年では、3%～10%

の図書館が該当するとしている。また、2011年の調査では予算に次いで不提供要因の第二位であった「最良のプラットフォームがどうなるかを見極めているところ」と回答する図書館は2015年調査ではもはやゼロとなった。これは、OverDrive社(<https://www.overdrive.com/>)などにより、図書館を対象とした電子書籍サービス市場が一応の確立をみたということの証左と言えるだろう。

さて、現在、日本の公共図書館における電子資料提供サービスとしては、(1)地域資料や貴重書といった所蔵資料等をデジタル化して保存・公開する、いわゆる「デジタルアーカイブ」、(2)主にTRC-DLやOverDrive Japan等のベンダーが提供する「電子書籍(貸出)サービス」、(3)2014年1月から開始された国立国会図書館による「図書館向けデジタル資料送信サービス」<sup>3)</sup>などが挙げられるが、本稿で扱うのは、基本的に、(2)の電子書籍サービスである。ちなみに、電子書籍サービスに限定すると、2016年10月時点でサービスを実施しているのは54自治体であり、図書館設置自治体の4%程度に止まっている<sup>4)</sup>。

2014年10月に、カーリル(<https://calil.jp/>)が全国23自治体の電子書籍サービスの書誌調査を実施したところ、延べ書誌数の出版社別比率では、1位「オールアバウト」(46.7%)、2位「青空文庫」(13%)、3位「グーテンベルク21」(10.6%)、4位「地域資料」(8.7%)などとなっており、全体の少なくとも半数以上が、既にネット上で無料で閲覧可能なコンテンツを電子書籍化したに過ぎないものであることが明らかになった<sup>5)</sup>。また、2015年11月時点の講談社の電子書籍タイトル数が2万7千点である一方で、それらのうち図書館向けに配信されているものは1,244点に過ぎず、電子書籍全体の5%に満たないことが報じられている<sup>6)</sup>。

また、電子書籍サービスの利用については、全国的な統計調査などは実施されていないものの、個別自治体における事例として、和歌山県有田川市<sup>7)</sup>や大阪府松原市<sup>8)</sup>での利用状況が報じられており、かならずしも電子書籍が十分に利用されている訳ではないことがうかがえる。

\*いけうち あつし 筑波大学 図書館情報メディア系  
〒305-8550 茨城県つくば市春日1-2  
E-mail: atsushi@slis.tsukuba.ac.jp (原稿受領 2016.12.5)

日本の公共図書館において電子図書館サービスを導入することのメリットとデメリットについては随所で議論されてきた。たとえば、森山<sup>9)</sup>は、そのメリットとして(1)非来館型サービス、(2)障害者支援、(3)読書支援機能の提供、(4)物としての紙書籍に由来する問題の解消の四点を挙げている。また、デメリットとしては(1)公共図書館向け電子書籍数の不足、(2)品揃えの偏り、(3)DRMによる利用の制約、(4)DRMによる資料管理の制約、(5)伝統的な図書館運営手段の喪失、(6)電子書籍フォーマットの不統一、(7)価格メリットのなさの七点を挙げている。森山の指摘は2012年当時のものであるが、現在でも、概ね妥当していると言えるだろう。このほか、特定のベンダーが永続的なサービスを提供し続けるかどうか不透明であることや、利用者のきわめて詳細なレベルの読書履歴が私企業によって継続的に収集されることについて、とくに図書館界では重大な懸念が存在するであろう。

以上のように、日本では、公共図書館における電子書籍サービスはいまなお黎明期にあり、出版社も図書館もそれぞれの事情や理由によって、いまだ積極的にこのサービスを推進していくという段階には到っていないようである。両者の間には、「ニトリが先かタマゴが先か」に似た相互依存関係があると言えるかも知れない。

また、公共図書館が電子書籍を提供するかどうかは、利用者の読書のあり方の変化も重要な要因となるであろう。この点に関して、ジャストシステムが自社のモニタ(男女15歳~69歳)を対象として毎月実施した定点調査<sup>10)</sup>の結果によれば、電子書籍の利用率は20%程度で横ばいであるのに対して、「利用するつもりはない」や「あまり関心がない」とした回答者の比率はつねに60%~70%と高い水準で推移している。現時点では、紙の本に比べて電子書籍のコンテンツが十分でないことも相まって、消費者の多くが電子書籍よりも紙の本を好んでいるようである。加えて、紙の読みと電子の読みを比較した研究によれば、理解と記憶<sup>11)</sup>、文章の再構成<sup>12)</sup>、校正<sup>13)</sup>などの点で、これまでのところ、いずれも紙の読みの方が優れているといった調査結果が得られている。

その一方で、インプレス総合研究所の調査<sup>14)</sup>によれば、2015年度における電子書籍や電子雑誌を含む電子出版市場は1,826億円であり、順調に成長することが見込まれている。電子書籍は今後さらに普及していくであろうし、それによって、出版界や図書館界においても大きな構造的変革を迫られることになることが予想される。

そこで本稿では、(1)出版界と図書館界との関係、(2)都道府県立図書館の役割という二つの論点について考察することを通じて、公共図書館に電子書籍サービスを導入することの意義を論じることとする。

## 2. 出版界と図書館界との関係

2015年10月に開催された第101回全国図書館大会において、新潮社社長である佐藤隆信氏から、著者と出版社の合意のある新刊書について公共図書館における貸出の一年

間の猶予を求めるとともに、そうした趣旨の文書を年内に公共図書館に送る予定であるとの発言があり大きな話題となった<sup>15)</sup>。

日本国内の紙媒体の書籍・雑誌の販売金額は、1996年を頂点として、その後、ほぼ一貫して減少傾向にあり、2000年前後から、出版不況下における公共図書館の貸出や複本のあり方を巡って、さまざまな議論がなされた<sup>16)</sup>。こうした論議は2003年に日本図書館協会と日本書籍出版協会が共同で実施した『公立図書館貸出実態調査』<sup>17)</sup>が公表されて以降、表面上やや沈静化したように見えたが、いまなお利害関係者間での合意や妥協点、効果的な解決策を見出すまでには到っておらず、現在まで断続的に続いている。

たとえば、公共図書館が予約の多い資料のリストを提示して、市民に当該資料群の寄贈を求めることに対して、作家である万城目学氏は複数回にわたって苦言を呈している<sup>18)</sup>。また、2016年11月には、日本書籍出版協会文芸小委員会が、全国の公共図書館長宛に「公共図書館での文芸書の取り扱いについてのお願い」と題する文書を送付し、リクエストの多い資料の過度の購入や寄贈を呼びかける図書館に対して「配慮」を求めている<sup>19)</sup>。

以上のような出版界と図書館界との関係という文脈において、公共図書館に電子書籍サービスを導入することの利点の一つは、電子書籍が著作物再販適用除外制度の対象とはならないこと<sup>20)</sup>、ならびに、個人消費者向けの市場と図書館向けの市場とが完全に分離していることから、出版社が定価とは独立に電子書籍の価格を設定することが可能になっているという点にある。

従来、紙媒体の書籍・雑誌については、個人消費者に本が1冊売れたとしても、あるいは、公共図書館に本が1冊売れたとしても、著者や出版社が得られる利益に違いはなかった。付言すれば、公共図書館が書店から書籍を購入する際には、継続的に大量の資料を購入することや、効率的な調達を行うために相見積もりをとる場合があることなどから、定価から一定比率を割り引いた価格で購入するか、図書の場合は定価込みで定価販売して実質的な値引きがされる例が多い<sup>21)</sup>。すなわち、繰り返し貸し出される可能性のある公共図書館の方が、個人消費者よりもむしろ低廉な価格で書籍を購入することができるという実態があった。

一方で、電子書籍については、個人消費者向けには定価と同等かそれよりも安価に販売しており、図書館向けの電子書籍サービスでは、定価より高い価格を設定することが一般的である。例えば、日本電子図書館サービス(<https://www.jdls.co.jp/>)では、2年間の提供期限もしくは52回の貸出回数制限を設けるといったビジネスモデルを採用しているが、出版社に対しては、電子書籍の価格を定価の1.5倍から2倍程度に設定するよう推奨しているとのことである<sup>22)</sup>。

また、コロラド州ダグラス郡公共図書館では、ニューヨークタイムズ紙のベストセラーリストに掲載された紙の本と電子書籍の市場価格(Consumer Pricing)と図書館用価格(Library Pricing)を比較する定点調査を実施していたが、

紙の本については、いずれも図書館用価格の方が低く、電子書籍については、いずれも図書館用価格の方が高いことが示されている<sup>22)</sup>。

また、電子書籍サービスについては、便宜的に「貸出」という語の用いられることが多いものの、著作権法上は「貸与」ではなく「公衆送信」に相当する。映画の著作物を除く著作物については、著作権法第 38 条第 4 項において、非営利かつ無料である場合、貸与権の制限されることが規定されており、それが公共図書館における館外貸出サービスの法的根拠の一つとなっている。しかしながら、電子書籍サービスに関する公衆送信権の権利制限規定は存在しないため、当該サービスを提供するためには、公共図書館と電子書籍を提供するベンダーとの間で契約を締結する必要がある<sup>23)</sup>。

以上のように、公共図書館における電子書籍サービスでは、出版社やベンダーが、個人消費者向け市場とは独立に、その提供方針や利用形態について提案し交渉し決定していくことができる。例えば、米国の出版大手 5 社は、(1) 提供期限、(2) 貸出回数制限、(3) 価格設定といった諸条件を組み合わせて、各社が独自の図書館向け電子書籍提供方針を定めている<sup>24)</sup>。

すなわち、仮に、公共図書館における電子書籍の「貸出」によって、逸失利益が生じているとするならば、その逸失利益をカバーできるような価格や利用条件を設定可能であることを意味している。

これまで、作家や出版社の立場から、複本の禁止や制限、貸出猶予期間の設定、公共貸与権制度の導入など、さまざまな提案がなされてきた。仮に、こうした措置を採ったとして、本の売り上げに対してどれだけの効果が見込めるのかは不明であるが、いずれにせよ、これらの方策はいずれも、対症療法的アプローチに過ぎず、この問題の構造的な解決策とはなっていない。すなわちここでは、図書館における貸出と本の売り上げとの間にトレードオフの関係が仮定されており、貸出の増加が本の売り上げを減少させ、貸出の減少が本の売り上げを増加させるという前提に立っている。端的に言えば、理論上、どちらかを最大化することは、どちらかを最小化することである。

その一方で、電子書籍サービスを導入することは、このビジネスモデル自体に、図書館における貸出によって生じると出版社が危惧するコストを内在化させることが可能となるだけでなく、紙の本とは違って、読み終わった本を図書館に寄贈することも、中古書店に売ることもできない。すなわち、貸出による逸失利益の生じる可能性そのものを低下せしめることで、出版関係者の公共図書館に対する不信感や危惧を取り除き、図書館の振興を図ることができるという意味で、構造的な解決策となっている。

とはいえ、現時点では、供給サイドである出版社等の想定する適正価格と、需要サイドの公共図書館の想定する適正価格との間には大きな隔たりのあることは想像に難くない。むしろそうであるからこそ、図書館向けの電子書籍コンテンツは少ないし、電子書籍サービスを導入する図書館

も少ないのだといえる。この点について、先行する米国においても、当初は、大手出版社が図書館への電子書籍の提供を拒否したり、貸出回数制限を厳しくしたりなど、その普及の過程において、さまざまな対立があったし<sup>25)</sup>、今後もそうした摩擦は起こり得るだろう。しかしながら、出版社・ベンダー・図書館の三者が相互に緊張関係を保ちつつ、電子書籍サービスの普及という共通の目的にしたがい、試行錯誤のプロセスを経ることによって、やがて市場が均衡状態に到ることが期待される。

前述のコロラド州ダグラス郡公共図書館による価格調査をみると、2013 年 3 月時点<sup>26)</sup>では、一般には電子書籍が販売されているにもかかわらず、図書館向けには提供されていないものが三分の二程度あったが、2015 年 7 月調査<sup>27)</sup>では、すべてのタイトルが図書館向けにも提供されている。また、平均価格の高さは、図書館用電子書籍>一般用印刷版>図書館用印刷版>一般用電子書籍の順となっており、最も高い図書館用電子書籍と最も安い一般用電子書籍との価格比の平均は 3.28 倍、価格比の最も高かったタイトルでは 7.64 倍ものひらきがあった。

これに対して、図書館での受け入れ状況をみると、たとえば、年間 100 万件以上の電子書籍の貸出のあるオハイオ州カヤホガ群<sup>28)</sup>公共図書館では、2016 年 11 月末時点で、2016 年のベストセラーである「Harry Potter and the Cursed Child」の印刷版は 483 冊、電子書籍版は 191 点が用意されており、どちらの版でも予約待ちというような状況は生じていない。すなわち、米国の先進的な公共図書館では、図書館用電子書籍が高価であっても、利用者の要求を充足するに十分な点数のコピーを購入しているという実態をうかがい知ることができる。

図書館がこれまでに提案されてきた解決策にしたがって、貸出猶予期間や複本冊数制限を設けて、利用者にはベストセラーを貸し控えることで、出版界と図書館界との共生をはかろうとするのとは違って、電子書籍サービスについては、市場の原理にしたがって、出版社は売上を求めて図書館にベストセラー本を売り、図書館は利用者の読書需要に応えるためにベストセラー本を提供するという、それぞれの固有の動機にしたがって行動することで、その目的を最大化することができるようになるという点で優れていると言えるだろう。

### 3. 都道府県立図書館の役割

2014 年 3 月 27 日付の熊本日日新聞の紙面によれば、熊本県立図書館が改修工事のため同年 7 月から 9 ヶ月間休館する予定であるものの、その間のサービスについては未検討のため、図書館協議会において様々な意見が出されたことが報じられている<sup>29)</sup>。さらに、熊本市立図書館も同時に改修工事のため休館するという異例の事態となったが、結果的には、子ども図書室を活用するなどして、休館中も県民への直接サービスを継続した<sup>29)</sup>。

こうした改修工事や新築・移転、または、被災などにより図書館を物理的に閉館せざるを得ないという例は決して

少なくない。また、建物の工事中や図書館の移転作業中に直接サービスを継続することは、安全性の面や職員の業務負担の面でさまざまな困難の生ずる可能性があるだろう。その一方で、もしも数カ月間、図書館サービスを提供しないでもよいというのであれば、そもそも、公共サービスとしての図書館の存在意義や必要性とはどのようなものなのであろうかと考えさせられる。

以上のような状況において、電子書籍サービスなどの電子図書館機能を導入すれば、24時間365日、ネットワークを通じて非来館型サービスを提供することが可能となり、上述のような中長期の閉館に限らず、定例の休館日や開館時間外でも恒常的に利用者は図書館を利用することができるという利点がある。とりわけ、電子書籍サービスの場合、利用者は図書館ではなくベンダーのサーバにアクセスすることから、図書館自体になんらかの物理的な障害等があったとしても、サービスを継続的に供給することが可能である。

こうしたサービスは、市町村立図書館よりも都道府県立図書館の方が導入に対する強い誘因があると言える。なぜならば、図書館の利用圏域には一定の限界があるにも拘わらず、都道府県の図書館は自治体内に1~3館しか設置されておらず、市町村の図書館と比較して、奉仕対象人口や一館当たりの受け持ち面積ははるかに大きいからである。

インターネットの普及以前、都道府県立図書館は、地域の図書館を通じた間接サービスの実施、分館の設置、郵送サービス、自動車図書館などによって、全域サービスを達成することを試みてきたが、ネットワーク環境の進展によって、直接的に全域サービスを実施することが可能となった。既に、Web-OPAC、レファレンスサービス、デジタルアーカイブなど、非来館型のサービスは普及しているものの、電子書籍サービスは、市民による図書館利用目的の多くを占める、本や雑誌の利用について、空間と時間の制約を取り除くことが出来るという点で、きわめて有用性が高いものと言えるだろう。

『日本の図書館：統計と名簿』の2015年版によれば、日本国内の1,788自治体のうち、図書館設置自治体数は1,361であり設置率は76.1%に止まっている。町村に限れば設置率は55.1%であり、いまなお半数近くの自治体において図書館が設置されていないことが分かる。そうした図書館未設置自治体のほか、近年では、書店のない自治体も増加傾向にあることが報じられている<sup>30)</sup>。さらに、図書館設置自治体内であるからといって、すべての市民が公平に公共図書館にアクセスできるという訳ではない。将来的には、人口減少社会における公共施設の集約化等によって、公共図書館の空白地帯が拡大していくことも予想される。そうした地域の住民に対する包括的な支援を実施するには、市町村レベルではなく、都道府県レベルにおいて電子書籍サービスを導入することの方がより効果的であると考えられる。

また、米国では複数の自治体の図書館でコンソーシアムを組んで電子書籍サービスのベンダーと契約することも珍

しくないが、仮に、日本においてコンソーシアムを組織することを想定した場合、その旗振り役となる図書館や図書館職員の存在が不可欠である。もちろん、都道府県レベルでコンソーシアムを組むこともあり得るだろうし、そうではなくとも、地域館との既存の関係性を考慮すれば、都道府県立図書館が中心的な担い手となることが現実的なアイデアであると考えられる。

戦後、『中小レポート』や『市民の図書館』などによって、比較的早い時期にその社会的機能が定義され、実践されてきた市町村立図書館とは異なり、都道府県立図書館については、その機能自体に関する議論がいまなお継続している<sup>31)</sup>。都道府県立図書館の役割については、市町村立図書館との関係性の中で相対的に定義される部分も少なくないことから、必然的に、地域の図書館との役割分担や棲み分けを明確化することが求められる。

21世紀に入ってから、東京都立図書館の再編、大阪府立図書館に対する二重行政批判、神奈川県立図書館・川崎図書館の機能縮小・閉鎖問題とその撤回、高知県や長崎県における市立図書館との合築計画など、都道府県立図書館のあり方を問い直す興味深い出来事が続いている。こうした状況を反映して、『図書館雑誌』、『現代の図書館』、『みんなの図書館』といった図書館関係の雑誌において再三特集が組まれるなど、図書館界におけるこの論点に対する関心の高さを示している。

現時点では、コンテンツが少なく、利用者の期待も高いとは言えないものの、図書館の利用にとまなう物理的制約を回避できる電子書籍サービスの潜在的な可能性は大きいと言えるだろう。電子書籍サービスの黎明期を脱却し、普及させていく過程において、出版社・ベンダー・図書館の三者が、単に電子書籍の販売者と購入者という関係に甘んじることなく、相互のインタラクションを通じて、日本固有のビジネスモデルを構築していくことが望ましい。その際、電子書籍サービスに関する公共図書館サイドの推進力となるということは、市町村図書館には必ずしもなし得ない、都道府県立図書館固有の新たな役割の一つとして位置付けることができるのではないだろうか。

#### 註・参考文献

- 1) 株式会社図書館流通センター. 平成27年「生涯学習施策に関する調査研究」「公立図書館に関する調査研究」報告書. 文部科学省委託調査. 平成28年3月.  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shougai/tosho/houkoku/1378719.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/tosho/houkoku/1378719.htm) [accessed 2016-10-10]
- 2) Library Journal; chool Library Journal. Sixth Annual Survey of Ebook Usage in U.S. Public Libraries. 2015, 137p.
- 3) 国立国会図書館. 図書館向けデジタル化資料送信サービス.  
[http://www.ndl.go.jp/jp/library/service\\_digi/](http://www.ndl.go.jp/jp/library/service_digi/) [accessed 2016-10-10]
- 4) 池内有為. 日本の公立図書館による電子書籍/電子図書館サービス. <http://oui-oui.jp/eb-lib/> [accessed 2016-10-10]
- 5) カーリル. 公立図書館向け電子書籍サービスの書誌調査(カーリル調べ). 2014年10月25日.  
<https://docs.google.com/spreadsheets/d/1tbXhJ4n4W8nrwbZ-HzgIcy6eaUhWzA-nCnBZ10go2bw/edit?pli=1>

- [accessed 2016-12-12]
- 6) 鷹野凌. 図書館向け「電子書籍」がなかなか増えない理由. Internet Watch. 2015. <http://internet.watch.impress.co.jp/docs/event/730931.html> [accessed 2016-10-10]
  - 7) 有田川・電子図書館 マーカー, 自動音読活用を. 毎日新聞. 2016年7月2日.
  - 8) 明日の松原市民図書館を考える会. 電子書籍サービスに 250万円 ——2015年度予算案を見る その4. 2015年3月8日. <http://matsutosyokan.cocolog-nifty.com/blog/2015/03/2502015-7a2c.html> [accessed 2016-10-10]
  - 9) 森山光良. 日本の公共図書館の電子書籍サービス. カレントアウェアネス. 2012, no.312, p.22-28. <http://current.ndl.go.jp/ca1773> [accessed 2016-10-10]
  - 10) モバイル&ソーシャルメディア月次定点調査(総集編). ジャストシステム. 2016, 488p.
  - 11) 小林亮太; 池内淳. 表示媒体が文章理解と記憶に及ぼす影響—電子書籍端末と紙媒体の比較—. 情報処理学会研究報告 HCI. 2015, vol.162, no.2, p.1-8.
  - 12) Mangen, Anne; Kuiken, Don. Lost in an iPad. Narrative engagement on paper and tablet. *Scientific Study of Literature*. 2014, vol.4, no.2, p.150-177.
  - 13) 松山麻珠; 池内淳. 表示媒体の違いが誤りを探す読みに与える影響. 情報処理学会研究報告 HCI. 2012, vol.147, no.29, p.1-7.
  - 14) インプレス総合研究所編. 電子書籍ビジネス調査報告書 2016. インプレス. 2016, 381p.
  - 15) (図書館考) 売れぬ本「貸し出しが一因」「新刊1年猶予」出版社などが要請へ. 朝日新聞. 2015年10月29日.
  - 16) たとえば, 初期の議論として以下のような文献がある。(1) 能勢仁. 増加一途の図書館貸出冊数—書籍販売の伸びおびやかす一要因. 新文化. 2000, no.2353, p.5. (2) 松岡要. 図書館の貸出増加は書籍販売を脅かすのか—能勢仁氏の論文について. 新文化. 2000, no.2355, p.5.
  - 17) 日本図書館協会; 日本書籍出版協会. 公立図書館貸出実態調査 2003 報告書. 2004, 68p.
  - 18) 「人気図書寄贈のお願い」は是非か? 公共図書館にベストセラー作家が苦言. The Huffington Post. 2013. [http://www.huffingtonpost.jp/2013/12/21/library-reservation\\_n\\_4486803.html](http://www.huffingtonpost.jp/2013/12/21/library-reservation_n_4486803.html) [accessed 2016-10-10]
  - 19) 一般社団法人 日本書籍出版協会 文芸書小委員会. 公共図書館での文芸書の取り扱いについて. 平成 28 年 11 月 22 日.
  - 20) 公正取引委員会. よくある質問コーナー (独占禁止法). [http://www.jftc.go.jp/dk/dk\\_qa.html](http://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html) [accessed 2016-10-10]
  - 21) 安形輝; 池内淳; 大谷康晴; 大場博幸. 公立図書館における図書購入の実態. 第 64 回日本図書館情報学会研究大会発表論文集. 日本図書館情報学会. 2016, p.103-106.
  - 22) Douglas County Libraries Report Pricing Comparison as of July 13, 2015. <https://web.archive.org/web/20160401114417/http://evoke.cvlisites.org/files/2015/07/DCL-Pricing-Comparison-7-13-15.pdf> [accessed 2016-10-10]
  - 23) これに関連して, 2016 年 11 月に, EU 裁判所は電子書籍の貸出について紙の本と同様に「1copy-1user」であれば, ライセンスの必要なく貸出することは合法であるとの判断を示している.
  - 24) Maier, Robert, C. Big Five Publishers and Library Lending. *American Libraries*. <https://americanlibrariesmagazine.org/wp-content/uploads/2016/01/Big-Five-Ebook-Terms-011816.pdf> [accessed 2016-10-10]
  - 25) 伊藤倫子. 電子書籍貸出サービスの現状と課題: 米国公共図書館の経験から. 情報管理. 2015, vol.58, no.1, p.28-39.
  - 26) Douglas County Libraries Report Pricing Comparison as of March 4, 2013. <https://web.archive.org/web/20130822135026/http://evoke.cvlisites.org/files/2013/03/DCL-Pricing-Comparison-3-4-13.pdf> [accessed 2016-10-10]
  - 27) 米国国勢調査局 (<http://www.census.gov/>) によれば, 2014 年のカヤホガ群の推定人口は 1,259,828 人であり, 日本のさいたま市の人口規模に近い。なお, カヤホガ郡公共図書館は, *Library Journal* 誌による図書館ランキング (LJ Index of Public Library Service) において, 2013 年以来, 毎年, 五つ星図書館に選ばれている。 <http://lj.libraryjournal.com/2016/11/managing-libraries/lj-index/class-of-2016/the-star-libraries-by-expenditure-category-2016> [accessed 2016-12-12]
  - 28) 7月から9ヶ月間休館へ. 熊本日日新聞. 2014年3月27日.
  - 29) ミニ図書館来月開設: 県立図書館 2 図書館休館で. 読売新聞. 2014年6月24日.
  - 30) 書店空白: 332 市町村に 全国自治体の 5 分の 1. 毎日新聞. 2015年1月6日.
  - 31) 都道府県立図書館の役割に関するレビューとしては以下のようなものが挙げられる。(1) 葉袋秀樹. 戦後県立図書館論の系譜 (I) ~ (III). 図書館評論. 1984, no.25, p.59-68., 1985, no.26, p.16-31., 1986, no.27, p.67-84. (2) 新出. 県立図書館の「第一義的機能」. 現代の図書館. 2006, vol.44, no.4, p.202-213. (3) 田村俊作. 都道府県立図書館論. カレントアウェアネス. 2016, no.327, p.28-34.

**Special feature:** Current States of E-book. The E-book Lending Service for Japanese Public Libraries. Atsushi IKEUCHI (Faculty of Library, Information and Media Science, University of Tsukuba, Kasuga1-2, Tsukuba City, Ibaraki Prefecture)

**Abstract:** When the “Library Law” was amended in 2011, it was stipulated that electronic literature should be included in the library materials that public libraries should collect. However, according to the survey conducted by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology in 2015, the number of libraries that provide electronic materials to their users was about 16% in Japan. In this paper, the author discussed the significance and effectiveness of introducing e-book lending service to public libraries from two viewpoints: (1) relationship between publishing and public library, and (2) role of prefectural libraries in Japan.

**Keywords:** e-book / public library / publishing recession / prefectural library / Japan